

『旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台』 を歴史的建造物として認定しました！

横浜市では昭和63(1988)年度から「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づき、歴史的景観を保全するため、近代建築、古民家、土木産業遺産などを横浜市認定歴史的建造物として認定してきました。今回、旧灯台としては初となる「旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台」を新たに認定しました。

■旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台



旧横浜外防波堤
南灯台（白灯台）

旧横浜外防波堤
北灯台（赤灯台）



【所在地】北灯台:鶴見区大黒ふ頭地先
南灯台:中区本牧ふ頭地先

【構造・規模】鉄筋コンクリート造
灯塔:外径3.6m、頂部まで24.0m
付属舎:矩形 1辺6.4m、2階建

【敷地面積】北灯台:49.3㎡、南灯台:48.9㎡

【設計者】通信省灯台局
【施工者】内務省横浜土木出張所
【建造年】昭和10(1935)年
【認定年月日】令和元(2019)年9月17日

■経緯等

横浜外防波堤と本灯台は、大正末期から再開された横浜港の第3期拡張工事の中で整備されたもので、外防波堤の整備は昭和18(1943)年度に完成し、本灯台は昭和10(1935)年4月10日に建造、初点灯した。平成31(2019)年3月20日、本灯台は必要性の低下した光波標識として廃止、消灯されたが、横浜港を代表する歴史的にも貴重な港のシンボルであり、市民にとっても愛着のある建造物となっており、将来に継承していくため、保全・活用を目的として平成31(2019)年3月25日付で横浜市が取得した。

■歴史的建造物としての価値

外防波堤の大部分が既に本牧ふ頭及び大黒ふ頭に取り込まれているのに対し、本灯台は建造当初の位置で当時の姿を残しており、横浜港の第3期拡張工事の様子を今に伝える貴重な遺産である。

横浜ベイブリッジの2本の橋脚に寄り添うように存在し、外海から横浜港の奥に向かって右側が北灯台で赤色、左側が南灯台で白色となっている。灯塔の外壁は小さなモザイクタイルが張られ、それぞれのタイルの色に合わせて着色された目地材が使用されるなど、きめ細かい外観を形成している。丸、三角形、四角形の構成によるアールデコ風のデザインが際立ち、現代的でスケールの大きいベイブリッジに対して、視覚的なアクセントとなっており、景観的価値も高いと言える。

また、南灯台は昭和56(1981)年の横浜港港湾管理30周年を記念して、一般から広く募集して制定した横浜港のシンボルマークにも使用されているなど、本灯台は横浜港の景観として定着していることを物語っており、市民にとっても愛着のある建造物となっている。
(裏面あり)

◆本灯台が見える場所について

大黒ふ頭西緑地や大さん橋ふ頭から見えます。大さん橋ふ頭や大黒ふ頭に客船が着岸する土・日曜、祝日を基本として開放している横浜ベイブリッジスカイウォークからは北灯台が最も至近距離で見えます。

また、(株)ポートサービスが運航している「マリンルージュ」や「マリンシャトル」など、ベイブリッジ下を通過する観光船をご利用いただくと、海上からの景観をご覧いただけます。



◆報道各社向けの船上見学会の開催について

報道各社の皆様向けに、船上見学会を開催します。当日は港湾局の船に乗って本灯台を海上からご覧いただけます。ぜひご参加ください。なお、雨天及び波が高く出航できない場合は中止の予定です。

【日程】令和元年10月7日(月) 13:30集合 15:00終了予定

【集合場所】大さん橋ふ頭ビル1階ロビー

※中止の場合は、都市デザイン室から申込者あてに当日午前中にご連絡します。

※横浜外防波堤への上陸及び本灯台の内覧はございません。

※取材用の駐車場は用意がありません。お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

【申込方法】報道各社向け見学会での取材を希望される場合は、事前にEメール(又はファックス)で申込みをお願いします。

- 申込締切期限
令和元年9月30日(月)午後5時
- 申込記載内容
件名に「【取材申込み】横浜市認定歴史的建造物 船上見学会」、
本文に「所属先、同行人数、参加する全員の氏名、当日連絡のつく電話番号」
を記載してください。
- 申込先
横浜市都市整備局都市デザイン室 船上見学会担当 あて
・ Eメールの場合 tb-toshidesign@city.yokohama.jp
・ ファックスの場合 045-664-4539

◆横浜市認定歴史的建造物について

「歴史を生かしたまちづくり要綱」の規定により、以下の要件を満たしたもので、保全すべき部位とその意匠・材料・色彩及び活用方法等を「保全活用計画」として定めて、市長が認定します。認定した歴史的建造物を保全するための改修等に必要な費用の一部について、市の助成を受けることができます。

- (1) 歴史的建造物登録台帳に登録されたもののうち専門家による調査により、特に価値があると判断されたもの。
- (2) 要綱により設置されている「歴史的景観保全委員」の意見を聴きながら、所有者との協議のうえ、適切な保全活用計画が作成されたもの。

お問合せ先

(歴史的建造物の認定について)

都市整備局 都市デザイン室長 梶山 祐実

電話 045-671-2009

(本灯台の取得及び管理について)

港湾局 政策調整課長 成田 公誠

電話 045-671-2877